

# 農地法3条許可申請用 必要書類一覧

## 譲受人が法人の場合

必須事項	該当の場合	番号	必要書類	数量	備考
<input type="checkbox"/>		①	農地法3条許可申請書	1部	・該当農地に賃貸借契約が残っている場合、合意解約の手続きが必要
<input type="checkbox"/>		②	土地の登記事項証明書	1部	・全部事項証明書に限る ・証明書は <b>法務局</b> で受取可能
<input type="checkbox"/>		③	定款の写し	1部	・ <b>法人側で原本証明</b> したもの ・最終提出日から1年以内、かつ内容に変更がない場合は省略可
	<input type="checkbox"/>	④	土地改良区の意見書	1部	・賦課金トラブルを未然に防ぐためのもの（北栄町独自の取り組み） ・意見書は <b>該当の改良区</b> で受取可能 ・受益地でない場合は不要
	<input type="checkbox"/>	⑤	地籍図等	1部	・分筆等が未登記の段階で申請する場合のみ必要（境界を把握するため）
	<input type="checkbox"/>	⑥	譲受人についての耕作証明書	1部	・当該市町村の区域外に農地等の権利を有する場合のみ必要
	<input type="checkbox"/>		その他		

### 【関係機関連絡先】

倉吉法務局	0858-22-4108
大栄町土地改良区	0858-37-3837
大倉土地改良区	0858-37-3955
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004
北条水系土地改良区	0858-36-2034
北栄町農業委員会事務局	0858-37-3135